

タハナ～田原の花の定期便～運營業務公募型プロポーザル

質疑回答

番号	質疑項目	質疑内容	回答
1	7 企画提案書の規格 (実施要領P. 3)	「7 企画提案届出書・見積書、企画提案書の作成」に企画提案書の規格に関して、説明文では「A4版縦方向横書きまたはA3横方向横書き」、下記表では「A4版両面印刷またはA3横版両面印刷」とあるが、「A4版横方向横書き両面印刷」でも良いか？	A4版の資料については縦方向横書き両面印刷としてください。
2	3 参加資格 (実施要領P. 2)	「3 参加資格」の田原市内の事業所の要件は？ 営業許可などの証左や、営業所のように賃貸などなにかしら事業所登録をしていることなのか。	本プロポーザルにおける「事業所」とは、本社、支店又は営業所等、継続的に事業活動を行う拠点のことを指します。営業許可の取得や事業所登録の有無は必須条件ではありませんが、単なる登記のみで実態のないものは含みません。
3	3 参加資格 (実施要領P. 2)	「3 参加資格」の田原市内の事業所はいつ時点で持つことが必須なのか。	参加申込時点において田原市内に事業所を持っていることを原則とします。 ただし、契約締結時までに設置予定である場合は、

			その計画（設置時期、所在地等）を提案書において明示することにより認める場合があります。
4	3 参加資格 (実施要領P. 2)	「3 参加資格」の③団体又は団体の代表者が次の事項に該当しないことのア地方自治法施行例第167条の4第2項の規定により、田原市において一般競争入札等の参加を制限されている者とあるが、田原市での入札参加資格を持つ者の要件は求められるか。	<p>田原市において一般競争入札等の参加を制限される要件は以下のとおりです。</p> <p>① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</p> <p>② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</p> <p>③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>④ 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。</p>

			<p>⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。</p> <p>⑦ この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p> <p>また、田原市入札参加資格(物品等)は、次の要件を全て満たしていることが必要です。</p> <p>① 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること。</p> <p>② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当しないこと。</p> <p>ただし、本プロポーザルへの参加にあたっては、田原市入札参加資格の有無は必須条件ではありません。</p>
--	--	--	---

			せん。
5	2 業務概要 (実施要領P. 1)	昨年の広報関係の活動実績は。	令和7年度の広報活動実績は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">・チラシ作成（2種類）・市内公共施設へのチラシ配架・販促品（ミニハンカチ）の作成・田原市による報道発表（2回）